

# 社会福祉法人 北条福祉協会

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的及び意義)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人北条福祉協会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第 25 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第 2 条 この規程において役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

### (報酬等の支給)

第 3 条 役員等に対しては、理事会・評議員会・その他、法人業務に携わった者等に次のとおり報酬を支給するものとする。ただしこの法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては支給しない。

(1) 役員等                      日額 10,000 円

### (報酬の支給方法)

第 4 条 報酬の支払いは、指定する口座に口座振込とする。

2 前条第 1 項第 1 号の日額報酬は、その出席回数に応じ支給する。

### (出張旅費)

第 5 条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

### (公表)

第 6 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (補則)

第 7 条 この規程に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

### (改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員の承認を受けて行う。

### 附則

この規程は、平成 29 年4月1日より施行する。